

可児市学校給食センター整備・維持管理等事業

特定事業の選定

平成16年6月25日

可 児 市

特定事業（可児市学校給食センター整備・維持管理等事業）の選定について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 5 条の規定により策定した実施方針に基づき、可児市学校給食センター整備・維持管理等事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定しましたので、PFI 法第 8 条の規定により、特定事業の選定にあたっての評価の結果について公表します。

平成 16 年 6 月 25 日

可児市長 山田 豊

1 事業概要

（1）事業の目的

可児市学校給食センターは、昭和 54 年と 60 年に創業して以来、市内全小中学校へ「安全でおいしい給食」を提供してきた。もとより学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達を養うものであり、本市は特に食教育の重要性と学校教育に果たす役割を十分認識し、最大限の努力をしてきた。

しかしながらこの 20 年を超える年月の中で、幾たびかの修理、修繕を行ってきたが、老朽化の進みは速く、また平成 9 年には「学校給食衛生管理の基準」が文部科学省から示されるなど、抜本的な対応が必要な状況となってきた。よって市民の学校給食に対する期待に今後更にこたえるため、当該施設の整備を実施するものである。

その施設整備の方法として、「民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）」に基づき、民間の資金・能力・ノウハウを活用し効率的に行うことによって、より良い整備を図ることを目的とする。

（2）事業の内容

建設場所：可児市大森 25 番地部

敷地面積：9,460 m²（登記簿）

提供食数：約 10,000 食

ア) 事業方式

BTO 方式とする。

イ) 事業期間

工事期間：平成 17 年 4 月から平成 19 年 3 月までの 2 年間

維持管理・給食運搬期間：平成 19 年 4 月から平成 32 年 3 月 31 日までの 13 年間

ウ) 業務範囲

施設の設計・建設業務
所有権移転業務
施設の維持管理業務
給食等運搬業務(学校給食に係る業務)

エ) 事業者の収入(下記について市が事業者を支払う)

建設一時支払金
割賦料
委託料

2 市が直接事業を実施する場合とPFIで実施する場合の評価

(1) 評価方法

ア) 本事業をPFI事業として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること、及び事業期間を通じた可見市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とする。具体的には、次により評価を行った。

PFI事業として実施することの定性的評価
市の財政負担見込額による定量的評価
事業者に移転するリスクの評価
上記による総合的評価

イ) 市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税金についての適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(2) 市の財政負担見込額による定量的評価

ア) 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

市の財政負担額算定の前提条件

	市が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	工事費 設計費 給食等配送業務費 維持管理費 中長期修繕費	工事費 設計費 開業準備費 給食等配送業務費 維持管理費 中長期修繕費 アドバイザー費 モニタリング費
共通の条件	事業期間 15 年間（工事期間 2 年，維持管理・給食運搬期間 13 年間） 敷地面積 9,460 m ² 供給能力 10,000 食 / 日 割引率 4 % / 年	
資金調達に関する事項	国庫補助金 一般財源 起債 ・近年動向を踏まえて金利設定 ・償還年数：20 年（据置 1 年）	建設一時支払金 資本金 プロジェクトファイナンス ・近年動向を踏まえて金利設定 ・借入金償還条件は 1 3 年間の元利均等償還
設計費・工事費に関する事項	市の基本計画を参考に設定	市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
給食等運搬業務費に関する事項	既存センターの実績に対し、設備及び食器の変更による補正を行い設定	
維持管理費に関する事項	市の基本計画を参考に設定	

イ) 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりとなる。ここでは、市が直接実施する場合の財政負担額を 1 0 0 とし、指標により比較を行う。

	財政負担の比較
市が直接実施する場合	1 0 0
P F I 事業として実施する場合	9 0

(3) P F I 事業として実施することの定性的評価

公共サービスの水準については、事業者が有する維持管理、運搬等の創意工夫を活かし、給食提供の確実性、安全性、効率性等の向上を、安定的かつ継続的に図ることが期待できる。

(4) 事業者に移転するリスクの評価

P F I 事業として実施する場合は、市が直接実施する場合に市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施する。このため、移転するリスクを定量化した上で財政負担の見

込額に加算することが望ましいが、現実的にはデータの制約から十分な根拠に基づく定量化は困難であった。

ただし、本事業をPFI事業として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が、市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

(5) 総合的評価

本事業は、PFI事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、約10%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第6条に基づく特定事業として選定する。